

スポーツ関係団体や個人事業主の方に対し、 スポーツに関する活動の再開・継続を行うための取組に必要な経費を支援します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主に対し、感染対策を取りつつ、活動の再開・継続を行うための積極的取組に必要な経費を**最大 150 万円まで**補助します。

支援の対象となる者

一定の要件に該当する、2019 年以前からスポーツに関する事業を行っている**団体（一般社団法人等であって常時従業員数 20 名以下の団体に限る。）**又は当該事業により収入を得ている**個人事業主**（いわゆるフリーランスを含む。）

支援の対象となる事業

- ①以下のいずれかに該当する取組（複数可）
 - ・スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組
 - ・スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続や回復のための取組
 - ・経営・ガバナンスの近代化のための取組
- ②①の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組（業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即したものの。）

補助率等

- ①：原則経費の 2/3（上限 100 万円） ※ 一定の条件を満たせば 3/4
- ②：定額（上限 50 万円）（1 事業者当たり）

申請窓口

（公財）日本スポーツ協会 スポーツ事業継続支援補助金 事務局
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階
電話 03-6804-2571 E-mail info-jspo-support@japan-sports.or.jp
問い合わせ受付時間 9:45~12:00、13:00~17:00（原則土日祝日・年末年始除く）

申請期限

2020 年 10 月 31 日（土）必着 ※ 予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

スポーツ事業継続支援補助金公募要領の概要

補助 対象者	日本国内で対価を得て「スポーツに関する物・サービスを提供する事業」を行っている <u>団体又は個人</u> であって、次の要件を全て満たすもの。 【団体】 ① 定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること ② 当該事業について、2019 年の活動実績を有するとともに、今後も当該事業を継続する意思があること ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした政府又は地方公共団体からのイベントの中止、スポーツジムの営業休止等に係る要請による、負の影響を受けていること ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は任意団体のいずれかに該当すること ⑤ 常勤の従業員数が 20 人以下であること ⑥ 日本国内に本拠としての事務所を有すること 【個人】 ① 当該事業について、2019 年の活動実績を有するとともに、今後も当該事業を継続する意思があること ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした政府又は地方公共団体からのイベントの中止、スポーツジムの営業休止等に係る要請による、負の影響を受けていること ③ 2019 年の収入の総額の過半がスポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入であること ④ 2019 年のスポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入のうち、年俸制や月給制による収入が半分未満であること ⑤ 日本国内に居住していること			
補助 対象事業	1 以下の①～③のいずれかに当てはまるもの ① スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組 ② スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のための取組 ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組 2 1 の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組 【注意】 2 に係る経費のみの申請はできません。 また、 <u>国費等（toto 助成金を含む。）による資金の支援を受けている取組等は対象外となります。</u>			
補助 対象経費	1 補助対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たすものとなります。 ① 補助対象事業を実施する上で必要と明確に特定できる経費 ② 令和 2 年 2 月 26 日から実施完了予定日（最大令和 2 年 11 月 30 日）までに発生した経費 ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 2 補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。 ①人件費、②諸謝金、③旅費、④借損料、⑤消耗品費（上限あり。公募要領 P10 を参照ください。）、⑥通信運搬費、⑦雑役務費、⑧印刷製本費、⑨備品費（1 個又は 1 組の価格が 50 万円未満のものに限ります。） 【注意】補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1 取引 <u>10 万円超（税抜き）の支払は、現金支払いは認められません。また、自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。</u>			
補助率等	補助対象事業	補助率	上限額	
			単独事業の場合	共同事業の場合
	上記 1 の事業	2/3 ※補助対象経費の 1/6 以上を「非対面型事業モデルへの転換」又は「テレワーク環境の整備」の事業に充てる場合は 3/4	100 万円	連携事業者数×100 万円 最大 10 事業者
	上記 2 の事業	定額	50 万円	連携事業者数×50 万円 最大 10 事業者

手続の流れ

事業計画の作成

- ・当該制度の利用を希望される方は、申請の前に、補助対象事業に係る事業計画を作成してください。

申請

- ・事業計画書、申請様式、定款等の応募時提出資料を、郵送によりご提出ください。
※ 持参による提出は受け付けておりません。
- ・封筒の表に「スポーツ事業継続支援補助金 応募書類在中」とお書きください。

採択/不採択決定通知受領

- ・事業内容について審査させていただき、要件を満たす申請につきまして、申請者あて、交付決定金額と共に採択通知を送付させていただきます。

補助金（一部）の受領

- ・決定後、希望した団体、個人に対し概算払いによる即時支給を行うことが可能です。概算払いを受けられる額は、交付決定額の50%の範囲内で、法人は75万、任意団体及び個人は20万円が上限となります。

事業実施

- ・交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする等の場合は、事前に承認が必要となります。

実績報告書等の提出

- ・補助事業を完了したときは、実施完了予定日後30日を経過する日又は12月10日のいずれか早い日までに実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を提出してください。補助金事務局において、実施した事業内容の確認等により補助金の額を確定し、通知いたします。

額の確定・精算

- ・概算払いによる即時支給を受けた方は、確定額との差額をお支払いいたします。即時支給額の方が大きい場合は、その差額を返還いたします。

FAQ

Q1. どのような事業が対象になりますか。

A1. ①スポーツ実施者や観客を開拓する等のための取組としては、例えばPR動画やパンフレット・冊子等の作成（多言語化を含む）、過去の試合の動画配信、体験イベントの開催等の事業が考えられます。

②事業活動の継続等のための取組としては、トライアルイベントの実施、大会再開に向け必要な物品の確保、個人であれば技能向上のためのトレーニングのための費用等が考えられます。

③ガバナンスの強化等のための取組としては、法人格取得に向けた専門家への相談、会計システムの構築、リモートワーク・ペーパーレス化への取組等が考えられます。

Q2. どうやって申請すればいいのですか。

A2. 申請書類を揃え、申請窓口あて郵送にて応募ください。申請に必要な書類は、団体・個人等によって異なりますので、事前に公募要領にてご確認ください。**公募要領は、以下の日本スポーツ協会特設ホームページからダウンロードできます。**

<https://www.japan-sports.or.jp/>

Q3. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインとは何ですか。

A3. 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各団体等において、個別に策定したガイドラインのことです。各競技団体が個別に定めたもののほか、統括団体（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会等）が定めたガイドラインがあります。自らがガイドラインを策定していない場合は、統括団体等が策定したガイドラインを参照ください。以下のサイトに、主な団体が定めたガイドラインが掲載されておりますのでご参照ください。

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

Q4. イベントを複数回行う予定なのですが、何件まで申請できますか。

A4. 同一事業者からの応募は1件までです。単独申請と共同申請との併願や、複数の共同申請への参画は認められませんのでご注意ください。

Q5. 非対面型事業モデルへの転換やテレワーク環境の整備とはどのようなものですか。

A5. 「①非対面型事業モデルへの転換」としては、例えば動画配信サイト等を通じた無観客試合の実施や、インターネットを活用したオンラインレッスンの実施等が考えられます。

「②テレワーク環境の整備」としては、例えばWEB会議システムの導入やペーパーレス化のためのクラウドサービスの導入等が考えられます。

経費の例としては、webカメラ・マイクの購入費や借損料、オンラインイベントに関する広報費、クラウドサービス等の使用料、導入のために必要なアドバイス等に対する専門家への謝金等が考えられます。

Q6. 備品も購入できますか。

A6. 補助対象事業を実施する上で必要と明確に特定できるものに限り購入できます。なお、老朽化に伴う取換え更新等のための購入は認められません。また、自団体内部の取引、オークションによる購入、建築物等に固着しているもの（バスケットゴールや鉄棒等）も認められません。

さらに、補助金により購入した物品については、補助事業の完了後においても適切に管理するとともに、やむを得ず廃棄等の処分をする場合であっても利益を出してはいけないことに注意してください。

Q7. 補助金の利用にあたり、何か義務や不利益等は発生しますか。

A7. **補助事業関係書類については事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。**また、この期間に、会計検査院による実地検査が行われる可能性もあり、その場合は、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。

その他、本事業は、補助金適正化法に基づき実施されますので、同法関係法令に違反する行為（無断流用、虚偽報告等）をした場合は、補助金の返還命令や不正の内容の公表等を行うことがあります。

Q8. 本事業は来年度も実施するのですか。

A8. 本事業は新型コロナウイルス感染症の流行を受け、補正予算により本年度に限り行うこととしているものであり、来年度以降の実施については予定しておりません。